

	—開会—
清水会長	<p>それでは、事前説明事項の審議に入っていきたいと思います。</p> <p>事前説明事項第1号議案「阪神間都市計画下水道の変更（市決定）」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（多田）	<p>それでは、事前説明事項第1号議案「阪神間都市計画下水道の変更（市決定）」について説明させていただきます。三田市都市デザイン課の多田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。失礼して座って説明させていただきます。</p> <p>説明に用いる資料ですが、事前に配布しております右肩に「資料1」、「資料2」と書かれた資料をご用意ください。前面スクリーン及びお手元の画面に「資料2」と同じ内容を映しておりますので、見やすい方でご覧ください。それでは、資料に沿って説明させていただきます。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>今回、変更をしようとしている公共下水道の都市計画上の位置付けについて、まとめております。都市計画では規制・誘導を図るルールとして、大きく分けて3つのルールがあります。公共下水道は、赤文字でも書いてあるように、都市施設の中の処理施設の一つに位置付けられています。スライド下にも説明のあるとおり、都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で、都市計画に定めることができるものを「都市施設」といいます。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>こちらのスライドでは、三田市の汚水の最終処理場の位置をお示ししています。三田市の汚水は、兵庫県が建設し管理しております武庫川上流流域下水道へ接続しております。最終的には、神戸市北区の道場にある武庫川上流浄化センターで処理され武庫川に放流されております。この処理場では三田市のほかに、神戸市、西宮市の一部区域を対象として1985年（昭和60年）から供用開始されております。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>こちらは三田市生活排水処理計画図となります。三田市全体の排水処理の区域を色分けして示している図となります。ピンク色で示されている区域が、ニュータウンなどの市街化区域で、公共下水道区域となります。水色で示されている区域が、特定環境保全公共下水道区域といまして、市街化区域以外で設置される公共下水道のことで汚水処理方法はピンク色の公共下水道区域と変わりありません。黄色で示されている区域が、農業集落排水区域となります。緑色で示されている区域が、コミュニティ・プラント区域となります。三田市におきましては、1978年（昭和53年）に公共下水道として整備計画を策定し、その後排水区域の拡大があり、現在の計画区域となっております。そして、本議案であります、公共下水道区域として変更・追加したい区域が、こちらの緑色のコミュニティ・プラント区域となります。こちらのコミュニティ・プラント区域の排水処理は、現在、尼寺にごございます有馬富士浄化センターと、成谷にごございます志手原浄化センターで行っております。</p> <p>5ページをご覧ください。</p>

現状の課題と、都市計画変更が必要となった理由についてご説明いたします。志手原コミュニティ・プラントは平成13年度から汚水処理を開始、有馬富士コミュニティ・プラントは平成14年度から汚水処理を開始しております。それぞれ供用開始してから20年以上が経過しており老朽化が進んでいる現状でございます。また、当該処理区域内だけの問題ではありませんが、人口減少が見られること、施設の老朽化が進む中での維持管理や設備の更新等に必要となる費用は増大する見込みであることなどの課題がございます。そこで、処理能力とライフサイクルコストの比較について検討したところ、それぞれのコミュニティ・プラント処理区域を公共下水道区域に編入することで、志手原及び有馬富士それぞれの浄化センターで処理されていた汚水が、武庫川上流浄化センターで処理されることになるのですが、処理能力に問題はなく、ライフサイクルコスト比較については、それぞれの浄化センターを設備更新しながら維持管理していくよりも、公共下水道に繋げて維持管理していくほうが経済的には優位になるという検討結果になりました。

なお、利用者にとっては、区域の編入によって、利用方法や使用料に変更が生じるものではありません。

6ページをご覧ください。

ここまでご説明いたしました、公共下水道区域の変更を改めて地図でお示しいたします。こちらは前のスライドでもお示しした地図となります。こちらの地図で緑色にて示されている志手原地区と有馬富士地区のコミュニティ・プラント区域を公共下水道に編入するので、都市計画変更により、当該地区は、水色で示されている特定環境保全公共下水道区域となります。

7ページをご覧ください。

ここで法定図書であります計画書の素案をお示しいたします。右上に赤線で囲っているページは「資料1」の対応ページとなりますので、適宜ご参照ください。こちらの計画書の内容としましては、公共下水道の排水区域が変更となり、変更後の面積は3,222ヘクタールとなります。

8ページをご覧ください。

同じく法定図書であります理由書の素案をお示しいたします。変更理由といたしましては、「三田市の生活排水処理を計画している上位計画『三田市生活排水処理計画』の変更と整合を図るものであり、公共下水道区域の拡大により、都市環境の整備を促進するとともに、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質保全を図るため」としております。変更する区域については、先にご説明いたしました、志手原地区及び有馬富士地区となります。

9ページをご覧ください。

こちらは計画図の素案となります。青色の線で囲まれている部分が公共下水道の区域となります。赤色のハッチングされた部分が今回の都市計画変更を予定している区域であり、変更後は青色の線で囲まれた公共下水道の区域の一部となります。

10ページをご覧ください。

こちらは参考図書となりますが、変更前後対照表をお示ししております。変更が生じる部分は、公共下水道区域の中でも、汚水処理区域となり、志手原地区及び有馬富士地区が公共下水

	<p>道区域に編入される分、約133ヘクタール面積が増える計画となっております。</p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>都市計画の変更を行う場合、上位計画との整合性を保つことが重要であるため、ここで上位計画等との関連性についてご説明いたします。三田市の公共下水道の流総計画は、大阪湾流総計画の中で定められていますが、それぞれの数値を比較しますと、計画汚水水量及び計画汚濁負荷量ともに流総計画値内に収まっており、整合が図られております。また、今回の都市計画の変更に合わせて、公共下水道全体計画及び生活排水処理計画についても変更し整合を図ります。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p>本日も説明した素案について、地域説明会を実施しております。説明会の周知方法としましては、市役所での公告、市のホームページ、市の広報誌に加えまして区域変更する地区に該当する各地区区民への案内文書の回覧をお願いいたしました。開催日時は令和7年6月19日木曜日の19時から。場所は有馬富士共生センターの大会議室で実施いたしましたところ、現区長さま5名を含む17名の方が参加してくださいました。質疑応答では、2、3質問がございましたが、都市計画変更に係る質問や意見はございませんでした。</p> <p>13ページをご覧ください。</p> <p>最後に、都市計画変更に係る今後のスケジュールについてご説明いたします。</p> <p>本日の審議会ののちに、変更案の作成を行います。その後、県との協議を経て、法律に基づく変更案の縦覧と意見書の提出を求める措置を取ります。その後、令和7年10月17日に予定している審議会で諮問をし、答申を得られたら、令和7年10月下旬を目途に都市計画の変更告示を行う予定としております。</p> <p>説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>清水会長</p>	<p>ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問のある方は、お名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。いかがでしょうか。</p>
<p>北原委員</p>	<p>2つの地区のプラントがありますが、なぜ当初は公共下水道にされなかったのか、なぜ独立してプラントのシステムを採用されたのか、経緯について説明をいただけたらと思いますがよろしいでしょうか。</p>
<p>下水道課係長 谷本</p>	<p>公共下水道は、この資料にもありますとおり、昭和53年から整備着手という流れになっておりまして、当時の人口推計は、日本全国どこでも右肩上がり、将来に向かって人口が増えていくという時代背景にありました。その中で、当時の三田市において、公共下水道区域と特定環境保全公共下水道区域の範囲に定着する人口がこれから増えていき、その人々から出される汚水が今後増えていくと想定される中で、1日あたり10万トンの処理能力がある浄化センターで浄化処理が可能とされた区域が当該区域でございました。</p> <p>現在、皆様ご承知のとおり、日本において、どこの市町においても人口は右肩下がりという人口推計になっております。この人口推計を再計算させた場合、今回、編入する志手原と有馬</p>

	<p>富士の浄化センターのエリアの人口を公共下水道区域に入れても、最終的に処理をする武庫川上流浄化センターで処理可能であるという結論に至りましたので、今回、公共下水道区域への編入を計画しております。</p>
<p>北原委員</p>	<p>既存の2つのコミュニティ・プラント施設では処理能力が過大だという認識でおられるということでしょうか。</p>
<p>下水道課係長 谷本</p>	<p>コミュニティ・プラントを整備した当時の右肩上がりの人口推計で、志手原コミュニティ・プラント、有馬富士コミュニティ・プラントともに設計しております。ですので、今の実際の人口に対しては余裕のあるような施設になっているのは確かでございます。</p>
<p>北原委員</p>	<p>処理能力が過大だということで、流域下水道に合併させる、そういう理解でよろしいですね。</p>
<p>下水道課係長 谷本</p>	<p>志手原浄化センター、有馬富士浄化センターともに老朽化しておりますので、ライフサイクルコストの観点から、施設の改築更新を行っていくよりも、武庫川上流浄化センターで下水処理をしたほうが効率的であるという結果が出たため、公共下水道区域に編入という結論となっております。</p>
<p>栗山委員</p>	<p>今回の対象エリアについて教えてください。緑のコミュニティ・プラント区域を、水色の特定環境保全公共下水道区域に編入されたいという今回の審議ですけど、ここの地域特性は、黄色である農業集落ではないという理解でよろしいでしょうかというのが1つ目の質問です。</p> <p>2つ目は、今回、コミュニティ・プラントの老朽化というお話がありました。今後、公共下水道区域に編入された場合、このコミュニティ・プラントは今後解体されるのか、それとも使わないで置いておくのか、今後の将来性についてお聞きしたいです。</p> <p>3つ目は、今後の下水道編入に伴う新たな作業についてです。公共下水道区域になるということは、下水道管を新たに今回のエリアに敷くという工事が発生するのでしょうか。今、全国的に下水道管の維持管理作業が、老朽化したものについては問題になっているので、新しい火種を増やしてしまうのではないかという気がしたのですが、これについていかがでしょうか。</p>
<p>下水道課係長 谷本</p>	<p>今回の対象エリアに関しまして、農業集落排水事業の黄色いエリアとどう違うのかという質問についての回答ですが、こちらの地区に関しましては、過去、ミニ開発などにより、市街化調整区域ではあるものの、人口の張りつきがあった場所を、いわゆるコミュニティ・プラントという事業を利用して、集合処理を始めたエリアになっておりまして、農業集落排水区域ではございません。</p> <p>2つ目のコミュニティ・プラントは今後どう利用していくのかという質問についての回答ですが、現在、浄化センターがある敷地には、地下に水処理をしている反応槽が埋められております。例えば大雨が降って予定流入量よりも多くの汚水が流れ込んできた際、汚水があふれてしまうことが考えられますので、その地下に埋まっている反応槽を緊急貯留槽とし一時的</p>

	<p>に水を貯めておくことができる施設として跡地を利用しようと思っております。そのためコミュニティ・プラントの浄化センターのある敷地はそのまま、今と同じように下水道課で管理していくという計画にしております。</p> <p>3つ目の質問、新たに整備する工事が発生するのかどうかという質問についての回答ですが、浄化センターにポンプを設置して、新たな圧送管を敷設する必要があるがございます。ですので、そういった工事が発生して、新たに管理しなければいけない資産がどうしても増えてしまうことは事実です。また、埼玉県八潮市の道路陥没事故があったこともあり、現在、地下埋設物の維持管理が非常に注目されている時代ですけど、当然ながらこの維持管理を実施していく必要があるがございます。コミュニティ・プラント区域を公共下水道に編入することによって、国土交通省の交付金を利用して、維持点検していくことが可能となっておりますので、計画的、効率的に既存施設の維持管理をしていく計画にしております。</p>
<p>栗山委員</p>	<p>ありがとうございました。よく理解できました。</p>
<p>今北委員</p>	<p>理由書について、今回のコミュニティ・プラントから公共下水道に変更することの理由付けとして、「都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し公共用水域の水質保全を図るため」とあります。今までコミュニティ・プラントであっても農業集落排水であっても下水処理をして環境保全を図っているはずですが、こういう建付けをされると、今使っているコミュニティ・プラントは駄目なのかということになってしまいます。私も農業集落排水区域におりますけど、農業集落排水にすることによって、我々は水質保全、環境保全を図ってきたわけです。公共下水道につながることによって公衆衛生が向上するということは今使っているところが駄目という表現の仕方ですが、なぜこういう文章になったのか教えてください。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>農業集落排水やコミュニティ・プラントを否定するものではありません。コストや効率など総合的に勘案して変更するものです。記載方法についてはご意見もありましたので、検討のうへ再度お示ししたいと思います。</p>
<p>今北委員</p>	<p>そうしていただかないと、このままでは、「水質保全を図り、環境をよくするためにだけで実施するのか」となってしまいます。農業集落排水やコミュニティ・プラントを否定したような状況になるので、全面的にこの文章は書き直していただきたいと思います。</p>
<p>清水会長</p>	<p>今のお話をもう少し具体的にしますと、向上という、今よりよくするという部分が少し否定的だと。ここを、例えば「維持管理を継続させるため」など、そのような表現のほうが好ましいというお考えでしょうか。</p>
<p>今北委員</p>	<p>水質保全を図ることは、今の施設でもできているはずですが。文章によって取り方が違うかもしれませんが、私はそういうふうに理解しました。農業集落排水区域やコミュニティ・プラント処理区域に住んでいる人々にとって、水質が良くなるという理由で公共下水道区域に編入</p>

	<p>されるのであれば、なぜ農業集落排水等を選択したのかが問われる結果になります。結局、駄目だったのかなという取り方をしますので、地域にこういう説明の仕方をしたとしたら、違和感のある人がおられると思います。</p>
清水会長	<p>何か具体的に、こう書いたほうがよいというアドバイスが頂戴できればと思ひまして。</p>
今北委員	<p>先ほどの説明のように、公共下水道につなぐことによって、維持管理に有利であるとか、災害のときのために置いておける部分があるとか、そういう前提があつて、初めてこの文章になっていると思います。それがひとつも、理由書には書かれていません。環境と水質の保持についてしか書かれてない。こういうことも含めて、全体的に考えていただかなければならないと思います。</p>
事務局（中東）	<p>ご意見、承りましたので、しっかり検討してお示ししたいと思います。</p>
今北委員	<p>次回までに、よく検討していただくということで。 もう1点、これは地元の説明会で質問があつたかと思いますが、有馬富士浄化センターで処理をされた水は千丈寺湖に入っていきます。志手原は、その下にまだ農地がたくさんあり、一旦、浄化センターで処理された水をその水域に流すわけです。その人たちはその水を、農地の水路などいろいろな用途に利用されると思います。わずかな量かもわかりませんが、それが今回の編入によって全くなくなるわけです。そのあたりの疑問、心配という話は出ていませんか。</p>
上下水道部次長 曾根	<p>ご質問をいただいた点につきましては、ご指摘のとおり、成谷の地域から、そういった懸念があるということで、お声はいただいております。これまでも数回、お話もさせていただいておりますので、今後も引き続き、丁寧な説明をしながら、協議を進めてまいりたいと思います。</p>
今北委員	<p>水は農家にとっては大変大きな問題です。今まで水を利用してきた方は懸念をもっておられますので、そのあたりはご理解を得られるような方法で説明してください。</p>
村手委員	<p>説明会は1回されたとのことですが、来られなかった方から市に直接の問い合わせはありましたでしょうか。</p>
事務局（中東）	<p>市に直接の問い合わせはありませんでした。</p>
清水会長	<p>ほか、いかがでしょうか。この件については質問等がないようですので、次に移ります。 それでは、事前説明事項第2号議案の審議に入っていきたいと思ひます。「阪神間都市計画道路（三田幹線ほか3路線）の変更」について、事務局より説明をお願いします。</p>

<p>事務局（中東）</p>	<p>それでは、事前説明事項第2号議案「阪神間都市計画道路（三田幹線ほか3路線）の変更」について説明させていただきます。都市デザイン課の中東です。よろしくお願いいたします。</p> <p>説明に用いる資料ですが、事前に配布しております右肩に「資料1」、「資料2」と書かれた資料をご用意ください。</p> <p>本日の説明内容は、昨年度にご審議いただいた「三田市都市計画道路見直し方針」に沿った内容であり、具体的な変更素案が立案できた路線について、都市計画法に基づき都市計画変更手続きを進めていくものになります。見直し方針策定時に説明した内容と重複する箇所もございますが、本日の説明は、「資料2」を使用して進めていきます。前面スクリーン及びお手元の画面に同じ内容を映しております。それでは、資料に沿って説明させていただきます。</p> <p>16ページをご覧ください。</p> <p>今回、都市計画変更する路線と変更内容となります。変更を予定している路線は、水色矢印で示している路線となり、三輪下田中線、横山天神線、本町西山線、三田幹線の4路線となります。変更内容については、黄色で着色された三輪下田中線、横山天神線及び本町西山線の一部区間廃止、及び、三田本町駅前広場を三田幹線に追加するものとなります。</p> <p>17ページをご覧ください。</p> <p>まず、変更しようとする都市計画の概要についてまとめております。このページでは、都市計画道路の定義や役割について。次の18ページでは、都市計画道路における区域内の建築制限について記載しております。こちらについては、資料の内容をお読み取りいただきますようお願いいたします。</p> <p>19ページをご覧ください。</p> <p>都市計画道路の見直しの必要性についてまとめており、こちらは、三田市の社会情勢の変化が分かる資料となります。人口の動向、D I D面積及び人口密度の変化、自動車の地域内流動や地域間流動について記載しております。1つ目の人口の動向からは、今後、人口が減少していくことが見て取れると思います。2つ目のD I D面積及び人口密度の変化では、今後も人口が減少していくことを考慮すると、市街地拡大は収束に転じることが見込まれます。3つ目の自動車の地域内流動や地域間流動でも、自動車交通量が減少することが想定されています。</p> <p>20ページをご覧ください。</p> <p>こちらは、三田市都市計画マスタープランにおける都市計画道路に関する方針を抜粋しております。その中で、長期未着手路線の見直しを進めることにも言及しております。</p> <p>21ページをご覧ください。</p> <p>三田市における社会情勢の変化や、上位計画の内容等も踏まえ、都市計画道路の見直しの必要性についてまとめております。3つの項目、「都市計画道路の課題」、「社会情勢の変化」、「まちづくりの方向性」について記載しており、その内容も踏まえ、まちづくりの将来像を踏まえた都市計画道路の見直しが必要であると考え、検証を進めたものとなります。</p> <p>22ページをご覧ください。</p> <p>こちらは、都市計画道路の見直しの考え方について示しており、この4つの基本的な考え方を軸に昨年度、都市計画道路の見直しを実施いたしました。</p>
----------------	---

23ページをご覧ください。

こちらは、見直しフローの概要図についての記載となり、見直しの検証の流れをお示ししています。ここに記載のある観点で評価、検証を行い、昨年度に見直し方針を策定いたしました。次のページで、令和7年2月に策定した「三田市都市計画道路見直し方針」をお示しします。

24ページをご覧ください。

こちらが、「都市計画道路見直し方針」となります。今回の都市計画変更手続きは、この見直し方針に沿って、関係機関と協議等が整った路線について、都市計画法に基づき実施する都市計画変更となっております。

それでは、次のページより、今回、都市計画変更に係る内容についてご説明させていただきます。

25ページをご覧ください。

右上の赤囲みしているページは、「資料1」の該当するページとなっておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

まず、こちらが、都市計画道路の変更に係る計画書となります。計画書には、それぞれの区間における位置や区域、構造が記載されており、今回、変更をしようとする4路線の変更後の内容を反映したものとなっております。変更内容については、次ページの変更前後対照表を用いて、詳しく説明させていただきます。

26ページをご覧ください。赤のアンダーラインが変更箇所を示しております。

まず、左側に示している三田幹線についてですが、三田本町駅前広場は、元々は都市計画道路本町西山線に含まれていましたが、現在、一部区間の廃止の手続きを進めており、この駅前広場はすでに整備済みであることも踏まえ、三田幹線の都市計画道路区域に追加する内容となっております。

次に、右側にあります三輪下田中線ですが、一部区間廃止に伴い、延長、構造の記載内容に変更が生じております。

横山天神線についても、一部区間廃止に伴い、起点の名称、延長、構造の記載内容に変更が生じております。

最後の本町西山線については、代表幅員の変更に伴う番号の変更、起点の名称、経由地、延長、幅員、構造の記載内容、及び三田本町駅前広場を三田幹線に区域変更することによる変更が生じております。

27ページをご覧ください。

こちらは理由書となります。「三田市都市計画道路見直し方針を策定し、この方針に基づき、先ほど説明した4路線の変更を行うもの」としております。

28ページをご覧ください。

こちらが計画図となります。青色で着色されている路線が既に決定されている都市計画道路であり、黄色で着色されている箇所が廃止する区間を示したものとなっております。

以上が、阪神間都市計画道路（三田幹線ほか3路線）における都市計画変更素案の内容でございます。

29ページをご覧ください。

本日も説明した素案について、説明会を実施しております。説明会の周知方法としましては、記載内容のとおりとなっております。幅広く周知を実施しているところでございます。

また、周知する際には、昨年度の審議会でもご助言をいただきましたので、都市計画道路の廃止に伴い、固定資産税の軽減補正がなくなり、土地の評価額が順次元通りになることについて記載した上で案内文書の発送を実施いたしました。

30ページをご覧ください。

説明会の実施概要となり、開催日時・場所について記載しております。参加人数は計34人で、市HPにアップしている説明動画を視聴されている方も一定数おられます。電話での問い合わせや、窓口へ直接、来庁された方もおられ、今回の変更内容等についての説明を実施しております。その中では、変更素案に係る意見は特にございませんでした。説明会においては、都市計画変更（素案）に係る意見が1件ございまして、その他の質疑概要と併せて、次のページで市の回答・考え方をまとめておりますので、いくつか抜粋してご説明させていただきます。

31ページをご覧ください。

まず、No. 1が変更素案に対する意見となります。「都市計画道路横山天神線の廃止について、見直してもらいたい」という内容で、交通量の改善や通学路の安全対策の視点での意見となっております。

これについては、現在の交通量や将来の道路網についての交通需要について検証を実施しており、この度の都市計画道路廃止による過度な混雑は発生せず、交通需要に影響がないと判断している旨を回答しております。また、通学路の安全対策については、道路整備担当部署で学校等と連携して取り組んでいることを伝えさせていただきました。

No. 4では、「なぜこのタイミングでの見直しになったのか」というご質問をいただきました。

これについては、これまでも適宜見直しを実施しており、集大成となる大規模な都市計画事業である「三田駅前Cブロック再開発事業」の着手に伴い、まちづくりを踏まえた将来交通需要等を一定見通すことができるようになったことから、都市計画道路の見直しを実施している旨を回答しております。

No. 5では、都市計画道路の存続区間における今後の事業スケジュールについての質疑をいただきました。

これについては、今後、存続となる各路線の事業の優先順位等について精査を行い、都市計画道路の整備時期については、随時スケジュールを提示させていただき旨を回答しております。

なお、この度の説明会等を受けての都市計画変更（素案）の修正はございませんでした。

32ページをご覧ください。

最後に、都市計画変更に係る今後のスケジュールについてご説明いたします。本日の審議会ののちに、変更案の作成を行います。その後、県との協議を経て、法律に基づく変更案の縦覧と意見書の提出を求める措置を取ります。その後、令和7年10月17日に予定している次回

	<p>の審議会で諮問をし、答申を得られましたら、令和7年10月下旬を目途に都市計画の変更告示を行う予定としております。</p> <p>説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>清水会長</p>	<p>ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問のある方は、お名前をおっしゃってからご発言をお願いします。いかがでしょうか。</p>
<p>村手委員</p>	<p>昨年度もお話ししましたが、特に、廃止する路線について、その地主や周辺の方々に、どんなメリット・デメリットがあるのかをきちんと説明してくださいと申し上げました。その点はいかがでしょう。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>前回の審議会でご意見をいただきましたので、今回、関係する区長や区民に回覧文書で周知しました。その文書の中で、廃止に至っては税金が元どおりになることも記載しております。メリットとしては、都市計画道路が廃止されれば都市計画法第53条の建築制限がなくなる点を周知し、ご説明しました。</p>
<p>村手委員</p>	<p>個々には特に説明していない、書類を回覧して終わり、ということではよろしいですか。こういうのは専門知識がないと分かりにくいと思いますが、今後どうされるのでしょうか。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>廃止予定部分の土地所有者等には個別に資料を郵送しています。個別の事案ごとに説明は難しい面もあります。疑問がある方からは問い合わせをいただいているところもあり、引き続き丁寧に説明していきたいと思っております。</p>
<p>今北委員</p>	<p>今まで、議会の中でも都市計画の見直しは常に言ってきたわけですが、この文書の中（31ページNo. 4）で、「なぜこのタイミングでの見直しとなったのか」に対して、「前回の見直しから10年間経過したことを受け、見直しを図る」という書き方をしています。10年前と今回を比較した場合、都市計画道路はどれだけ進んだのかを知りたい。そして、24ページの、廃止予定の路線については異論ありませんが、古城線（②-1）について、「継続して関係機関と協議・調整する」と書いてあります。10年間、進んでないでしょう。その前の20年、同じように協議していたんでしょ。同じことが書かれているんです。10年のスパンでそれぞれやってきて、まだ引っ張ろうとしているわけです。事業化できないものなら廃止したらよいと思います。こういう書き方をすると、また10年間何もしないで、協議自体無駄ということになります。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>前回の見直し時点から今日までに都市計画道路がどれだけ進んだかについては、資料がないため明確な答えはできません。今回の見直しは、令和5年度からガイドライン策定など手続きを進めてきた結果です。それまでの10年間についても協議はしていたと確認していますが、詳細をこの場でお示しできる資料はありません。</p>

<p>今北委員</p>	<p>常に、こういう「協議します、今後、何々してまいります。」ということで聞き流してしまうことが多いですけど、やはり市民も、市民以外も生活に懸かってくる。10年間のスパンは長いと思います。今後の10年間でこの部分を詰めたい、これができなければ廃止しようという計画も必要だと思います。それをやみくもに延ばして行って、10年スパンで続けていても、私は駄目だと思います。今回のほかの部分の廃止についてはものすごく進展したので、本当に頑張っていたいただいていることについては感謝したいと思いますが、その点も協議しながら、今後進めていくことについてもっと具体的な計画を明示するべきだと思います。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>今北委員がおっしゃっている「明示」とはどの部分についてでしょうか。</p>
<p>今北委員</p>	<p>24ページです。「今後も協議してまいります」のように簡単に流されています。何を協議するのか、どういう構想があるのか具体的に書くべきです。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>24ページの内容については、昨年度、策定した見直し方針の記載ですので修正は難しいですが、ご指摘のとおりどのように進めるかが大事だと思います。廃止以外の路線についても今年度、関係機関と協議を進めていますので、言葉だけではなく明確な形で示せるよう検討します。</p>
<p>今北委員</p>	<p>今後10年間の目標を明確に示し、これができなければ廃止というくらいの強い意思を示してほしい。</p>
<p>都市整備部次長 木戸</p>	<p>都市計画道路については今回、未着手区間の多くを整理できたと考えています。先ほど、この10年間でどこが進展したのかという話もありましたが、見て取れるところでいきますと、Cブロックでの再開発関連の都市計画道路は、事業を進めているところです。また、テクノパークから国道につながる都市計画道路も、そろそろ完成間近というところです。それ以外の未着手の路線について、今回、整理させていただいており、古城線については、どうしても通過交通量が多く、踏切がボトルネックになっている中で、道路環境を何とか改善したいという思いは持ち合わせておりますけど、やはりアンダーパスをせざるを得ないのが現状だと思っております。アンダーパスにしますと、かなり広域にわたって影響が出てきます。特に、住宅が相当数張りついているところもありますので、継続的に協議を続けてまいります。今回、廃止に踏み切れてはおりませんが、こういったご意見を頂戴いたしておりますので、その対応については、今後鋭意検討していきたいと思っております。</p>
<p>木村委員</p>	<p>説明会における質疑応答（31ページNo. 1）で、昨年度の見直し方針について私から意見をさせてもらった内容と似ているところがあります。「横山天神線の廃止については見直していただきたい。抜け道として頻繁に使われており、通学路の安全対策を検討いただきたい。」ということで、昨年度の議論のときにも、代替の路線があり交通事情に影響がないと判断して</p>

	<p>いるということだったかと思います。そういった経緯もあって、見直し方針には賛成させていただいたところではありますが、通学路の安全対策について、道路整備担当部署で学校等と連携して取り組んでいるということですが、横山天神線については、一定の交通量があり、ここに書かれているような抜け道として利用されているケースが多いかと思います。あと、道路の安全上どうなのか、通学をされる生徒や児童がいるわけですけど、この回答では取り組んでいるとなっていますが、改善が進んでおらずその取り組みの成果が一向に見られないのかなと思います。それに関しては、今後、担当部署が違うかもしれませんが、しっかり連携を取っていただいて、より一層取り組んでいていただきたいと思っています。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>今回の説明会で出た意見については、もちろん担当部署等と共有しており、その中でもいくつか事例も聞いておまして、ゾーン30の設定といった生活道路の通行規制やポール設置による速度規制などについても警察、地域と協議していくという話も聞いており、関係機関が連携しながら、いろいろな対策を取っていきたいという形でお話をしているところでございます。安全対策はとても重要だと思っておりますので、引き続きしっかり取り組んでいくような形で考えているところでございます。</p>
<p>清水会長</p>	<p>都市計画道路の廃止はなかなか難しい課題で、他市もおそらくいろいろ取り組んでいるところかと思いますが、三田市もいよいよ具体的になってきたという状況かと思いますが。とはいえ、地域の方々、この審議会の中でもいろいろな指摘を受けたところですので、事務局にはぜひ委員の皆様のご意見はしっかりと踏まえていただいて、事業を進めていただきたいと思っています。</p> <p>ほかご意見いかがでしょうか。</p>
<p>福西委員</p>	<p>この都市計画道路の計画はいつ立てられたのですか。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>今回の該当する路線のことでしょうか。</p>
<p>福西委員</p>	<p>いえ、全体で。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>大きくは昭和40年代に都市計画道路として決定され、その後は市のまちづくりも踏まえて随時追加されています。幹線街路の多くは昭和48年に決定されているところです。</p>
<p>福西委員</p>	<p>三田市は人口が一旦たくさん増えたあと、人口が減って、渋滞があったところも緩和されている部分もあり、今までその計画を進めてきたと思いますが、この見直しが時代遅れなのかなと思ってしまいます。昭和四十何年のことを見直すということが必要なのかなと思いますけど。真っ白にして、もう一回本当に必要な計画を立て直すことはできないのかなと。今初めてこの資料を見せていただいたので、何を言っているのかと思うかもしれませんが、私はそう感じたのですが、どう思われますか。</p>

<p>事務局（中東）</p>	<p>当時、様々な検討を重ねた上で、都市計画決定されておりますので、白紙にするためには、都市計画道路を全部廃止する手続を踏まなければなりません。適宜見直しする中で、昨年度、「廃止する区間」、「幅員を変更する区間」という形で方針をつくっておりまして、人口などを加味しながら見直しているところなので、いきなり都市計画道路を全部廃止にすることは手続き上できません。しっかりその時点時点のまちづくりを踏まえた中で、変更手続をしていくといった形でご理解いただきたいと思っております。</p>
<p>福西委員</p>	<p>見直しではなく一旦、この時代に合わせて、作り直したほうがよいのではないかと思います。40年か50年前の計画をこういうふうに変えましょうという作業をするだけでなく、今の時代に合った計画を立て直したほうがよいと思います。それと、再度、検討していくということをおっしゃいましたが、もしやるのであれば、それにしっかり取り組む。ただし、もしやらないのであればやめる決断も必要だと思います。</p>
<p>都市整備部長 木戸</p>	<p>先ほど、昭和40年代に都市計画道路が決定されたという話でしたが、都市計画法が大きく改正されたのがその当時でございます。高度成長期に合わせて、全国的に新たなまちづくりに関して、都市計画でまちを大きく発展させるということで、どういった道路計画がいいかという計画が立てられており順次整備を進めている形です。都市計画道路が全ての道路ではありませんので、これからの三田のまちづくりを俯瞰した中で、どういった道路計画が良いのかを検討し、その中で必要なものを都市計画道路として都市計画決定するかどうかという次のステップになろうかと思います。今後、これからの三田のまちづくりの中で、新たな道路が必要なのかどうか、道路として整備する必要があるのかどうか、都市計画道路に関わらず、検討していく必要があると考えております。</p> <p>また、古城線の話が出てきましたが、これは私の私見でとどめていただければと思いますけど、やはり国道から中心市街地に抜けるあの路線に関しては重要であると思います。ただ、どうしても技術的に難しいところがあります。立体交差できればよいですが、JRが高架になることが難しくなりますと、アンダーパスしかないこととなります。相当の財政負担が出てくることですので、廃止するのか、今の状態で十分交通量ももつのかどうか、この10年間で整理をした上で判断したいと思っております。</p>
<p>清水会長</p>	<p>私も個人的な意見になりますけど、こういった都市計画は一度決めたものを覆すことは難しいと感じます。おっしゃったとおり、50年前の計画を今、進めるのかということですが、時代が違う中で今後のまちをどうしていくのか、どこも本当に悩ましく思っているところです。三田に限らず、その中で、都市計画道路を廃止することは相当大きな決断となります。そういったことに取り組んで、実際、この4路線が議題に上がりましたが、この件に関しては大きな一歩かなと思っています。これでは足りないというご指摘かと思いますが、これは逆に、市にとってはエールなのかなと思いますので、ぜひ、そういったご意見もこの場で頂戴して、こんなふう考えたほうがよいのではないかと、市にどんどん要望を出して</p>

<p>福西委員</p>	<p>いけたらいいなと思っております。古いものをいつまで引きずっているのかというご指摘は、本当にごもっともだと思いますし、そこが変わっていくことが大事かと思えます。</p> <p>3年ほど前に商工会として要望書を出しており、ほぼほぼ叶えていただいております。ただ、その裏側には、本町通りについて、片側はセットバックしなければならない計画で、建て替えをできてない家もたくさんあります。三田市の施策として、本町にもっと商売として人を回していく、商売をもっとやってくれと言われても、建築制限があって建て替えができない。50年もそういうので縛りをつけられて建て替えができなくて、代も替わっている。そして商店が廃れて、今、営業していないということが起こっています。そうした状況を踏まえて、10年スパンで考えるのではなく、もう都市計画道路を事業化しないのであれば廃止としてあげないと、今、住んでいる市民の人、商売をしている人は、そこで立ち行かなくなってしまう。そののちもよく考えて、発言していただきたいと思えます。</p>
<p>清水会長</p>	<p>ほか、いかがでしょうか。この件につきましても、ご意見ご質問はよろしいでしょうか。それでは報告事項の審議はこれで終わらせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">—閉会—</p>